平成２１年（フ）第５６２１号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　西田　修二
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６２７号
大阪市西成区長橋３丁目６番40号
債務者　富山こと　福家眞智子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６３６号
大阪市北区長柄西１―１―37　自立支援センターおおよど、住民票上の住所東京都世田谷区三宿２丁目36番16号石田方
債務者　伊藤　清二（旧姓高塩）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５９号
福島県いわき市植田町南町１丁目５番地の１フラワー103、前住所福島県いわき市石塚町東１番地の16　プラッツ石塚201
債務者　齋藤　郁美
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１６０号
福島県双葉郡大熊町大字夫沢字東台293番地
債務者　保坂　明美
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１６１号
福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西11番地
債務者　松本　　力
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第９４６号
京都市山科区竹鼻竹ノ街道町51番地　メゾングランドール204
債務者　一幡　則子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４５号
京都市西京区大原野西竹の里町１丁目14番地の241
債務者　濵田　展弘
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６５号
京都市南区吉祥院車道町12番地３　メゾン・ド蔵405
債務者　山田　正治
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８９号
京都府宇治市伊勢田町中荒22番地の13
債務者　牧野美智子（旧姓和久）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９４号
京都市西京区川島莚田町44番地22
債務者　上津　和政
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１０４号
京都府城陽市久世北垣内116番地の１　カーサ辻久302号
債務者　森坂　香織（旧姓今西）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７６号
京都府久世郡久御山町佐古東角56番地
債務者　吉田　直弘
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９８号
京都府京田辺市大住責谷21番地44　Mプラザ大住参番館206
債務者　安達奈都子（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３８号
京都市上京区寺町通今出川上る３丁目西入十念寺前町39番地
債務者　長谷川美都里
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
鳥取県境港市三軒屋町2494番地２　ドルチェ102号
債務者　北村　勝次
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１８８号
北海道苫小牧市川沿町４丁目４番５号
債務者　植苗　昌子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部